



お問い合わせ先 熊本県児童家庭課家庭福祉係 ☎096-383-1111 (内線7127)

「県からのたより」七月号に掲載されていた児童手当制度ってどんな制度ですか？
児童手当制度は、「児童手当法」という法律に基づいて、家庭生活の安定を図るとともに、子どもの健全な育成のために設けられた制度です。
手当は、市町村役場から、子どもを養育されている方に、四月月ごと(十月、二月、六月)に支払われます。ただし、所得により、支給の対象にならない場合もあります。
なお、「県からのたより」七月号でお知らせしましたとおり、六月一日から支給対象である子どもの年齢が、小学校入学前(六歳)になって最初の年度末(まで)引き上げられています。この申請は九月末日まで各市町村で受け付けていますので、お早めをお願いします。



お問い合わせ先 熊本県広報課 企画・広報班 ☎096-385-2096 (直通)

「県からのたより」は、県民の皆さんに直接県政の情報をお届けする広報誌です。配布に当たっては、県内で唯一、県内全域を対象に広告物の配布業務を行っている(株)熊日輸送センターに委託して、皆さんのご家庭にお配りしています。
「自治会長や市町村の区長を通じて配った方がいいのではないか」「全ての新聞に折り込んでどうか」などのご意見も寄せられますが、自治会や区に加入されていない世帯には配布できないなどの問題があり、当面は従来どおりの方法を継続していきたいと考えています。

知りたい! 県庁
皆さんの質問にお答えします。

Q 「県からのたより」は、どういう方法で配られているのですか？

A 「県からのたより」は、県民の皆さんに直接県政の情報をお届けする広報誌です。配布に当たっては、県内で唯一、県内全域を対象に広告物の配布業務を行っている(株)熊日輸送センターに委託して、皆さんのご家庭にお配りしています。

阪神・淡路大震災の「被災者自立支援金」の申請についてお知らせ

大阪府と兵庫県では、「被災者自立支援金」の制度を知らなかったなどの事情により、4月28日までに支援金の支給申請ができなかった被災者の皆さんの申請を引き続き受け付けています。
対象となる被災者の世帯は、阪神・淡路大震災で「住宅が全壊した世帯」、または「住宅が半壊し、かつその住宅を解体した世帯」です。

支給される支援金の額は、世帯の構成や所得条件によって異なります。詳しくは下記までお尋ねください。

■お問い合わせ先/大阪府総務部防災室 ☎06-6942-9677
または兵庫県生活復興課 ☎078-362-4022



くまもと女性特派員 宮崎 優子さん (電北町)

その意気込みが私にも伝わってきました。私も、土づくりの基本を改めて学び大変役に立ちました。午後からの専門講座は、いちこの手入れの実習で、青空の下、笑顔で会話もはずみながらの楽しい実習でした。



土壌診断の実験

「このツル切っているですか。」「いいですよ。苗を分けたらこっちに移植します。」「いちこの苗分けに、農業を営んでいる私は思わず熱中...」
私たちの食を支える農業。その大切な農業の後継者が年々減少していく中、転職やUターンによって新たに農業をめざす人たちが増加しています。熊本県立農業大学校では、新しく農業を始めたい人のために、必要な基礎的な技術・知識などを習得するための研修を昨年度から始めました。それが「新規就農支援講座(アグリカレッジ)」です。

参加者は、「将来は、家族のそばで農業をやりたい。農地はないけどやる気があれば道は開ける。」という会社員や「学校を出て後継者として農業を始めたが、親から一つのハウスを任せられ、トマトを作りたいので勉強している。」という若者など目的はさまざまで、「目的を持って行動している人は、すごい。」と私も刺激を受けました。

私は昨年(平成18年)で被災し、それがきっかけで農業を見つめ直し、今、心新たに頑張っています。「農業をやりたい。作物を作りたい。」という気持ちは、参加者のみなさんと同じです。自然が相手なので思いどおりにいかないことがあります。自分の農業をめざし一歩一歩前進して欲しいと思いました。



いちこの手入れ実習

研修内容
◎基礎講座/農業技術および経営に関する基礎知識
◎専門講座/野菜、花の栽培管理に関する基礎知識・技術

くまもと女性特派員レポート

これから農業ははじめます!
新規就農支援講座
(アグリカレッジ)



熊本県立農業大学校